

議員案第 2 号

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

提出者	佐野市議会議員	鶴 見 義 明
賛成者	佐野市議会議員	小 暮 博 志
	〃	高 橋 功
	〃	木 村 久 雄
	〃	春 山 敏 明
	〃	金 子 保 利
	〃	鈴 木 靖 宏

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年佐野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

刑法及び地方自治法の改正に伴い所要の規定を整理するため、本条例を改正したいので提案するものです。